

普通財産貸付料算定基準

〔平成13年5月1日〕
市長職務執行者決裁

さいたま市財産規則（平成13年さいたま市規則第68号）第33条に規定する普通財産の貸付料の算定については、この基準の定めるところによる。

第1 土地貸付料

- 1 建物若しくは工作物の敷地又は材料置場等として貸し付ける場合
基準貸付料年額 = 土地の適正な価格 × 4.2 / 100
- 2 電柱、街灯柱、地下埋設管若しくは地上敷設管又はこれらに類するものの用地として貸し付ける場合
さいたま市道路占用料徴収条例（平成13年さいたま市条例第259号）別表に定める額に相当する額とする。

第2 建物貸付料

基準貸付料年額 = (建物の適正な価格 × 7.2 / 100 + 当該地基準貸付料年額 + 損害保険料年額) × 108 / 100

第3 調整措置

- 1 近傍類似の賃貸実例等による修正
第1の1又は第2により算出した基準貸付料年額が近傍類似の民間賃貸実例に比して著しく高額又は低額と認められる場合は、当該民間賃貸実例に比準して、又は、民間精通者の鑑定評価を参考として基準貸付料年額を修正した額をもって基準貸付料年額とすることができる。
- 2 従前の貸付料との調整
 - (1) 漸増措置
基準貸付料年額が、従前の貸付料年額の1.05倍を超える場合は、従前の貸付料年額に相当する額に1.05倍した額をもって当該年度の貸付料とする。
 - (2) 据置措置
基準貸付料年額が、従前の貸付料年額に満たない場合は、従前

の貸付料年額をもって当該年度の貸付料とすることができる。

第4 地縁による団体への集会施設敷地の貸付料

地方自治法第260条の2に規定する地縁による団体への集会施設敷地の貸付料の算定については、第1の規定にかかわらず、次に定めるものを適用する。

基準貸付料年額

＝（さいたま市の宅地の課税標準額の総額×1.4/100÷評価総地積
＝㎡当たり単価〔10円未満切捨て〕）×貸付面積

平成25年度から27年度までの貸付料の㎡当たり単価は350円とし、平成28年度以降の貸付料の㎡当たり単価については、3年毎に課税標準額の総額及び評価総地積の見直しを行い算定する。

第5 特例措置

特別の事情があるためこの基準により処理することが適当でないと認められる場合又はこの基準に定めのない普通財産の貸付料については、別途市長の決裁を経て、貸付料を定めるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この基準は、平成13年5月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この基準の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、浦和市、大宮市及び与野市が施行日以後の期間について普通財産を貸し付けた場合の当該施行日以後の貸付期間に係る貸付料の算定は、平成14年3月31日までの間、この基準の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この基準は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 地縁団体への集会施設敷地の貸し付けを無償貸付契約から有償貸付契約へと切り替える場合には、第4の規定により算定された基準貸付料年額を初年度のみ2分の1とする。ただし、岩槻区以外の地域については、この経過措置は平成19年4月1日より適用する。
- 3 この規準の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、施行日以後の期間について普通財産を貸し付けた場合、当該施行日以後の

貸付期間に係る貸付料の算定は、平成21年3月31日までの間、この基準の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年9月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。